

第13回熊本地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時等

1 日 時 平成19年6月1日(金)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所 熊本地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員)石井浩, 岩永勝義, 岩永祥三, 笠場佳江, 衛藤信行, 崎坂誠司, 高木絹子, 檜木野史貴, 原賀雅子, 原本靖久, 松本和雄, 松本泰道, 森岡安廣(五十音順)

(列席者)野島秀夫刑事部総括判事, 事務局長, 刑事首席書記官

(庶務)総務課長, 総務課課長補佐(書記)

第2 議事概要

1 開 会

2 熊本地方裁判所長あいさつ

3 新任地裁委員の自己紹介

4 前回地裁委員会後の報告

前回の協議テーマの民事調停に関して, 各委員から出された意見を基に, 当庁で見直し等を行うこととした点について, 総務課長から報告した。

5 意見交換

意見交換に先立ち, 熊本地裁野島刑事部総括判事から, 裁判員制度における選任手続の概要等について説明を行い, その後, 総務課長から, 現在の熊本地裁における裁判員制度広報の現状について説明した。

その上で主に裁判員制度への参加意欲を高めるための, より効率的・効果的な広報活動の内容及びその方策等について意見を聴取した。

主な意見は次のとおり。

新聞の記事としては「目新しさ」が大事なので, 県内「初」というような出来事は記事として扱いやすい。他方, 日々の生のニュースとは別に, いつでも

使えるような内容の記事も必要である。

今後も積極的に裁判员裁判に関する情報を提供することが重要と思う。そうすることで、「初物」として取り上げる以外に記事にする機会も増えていくと考えている。

なお、今回配布していただいた「よくわかる！裁判员制度Q & A」はタイトルどおり分かりやすく、漫画を使うというやわらかい発想があり、非常によいと思う。どういうところに配布しているのか。

県内の公立図書館に教育委員会を通じて配布しているほか、裁判所見学に来庁した方等に配布している。なお、今年2月に開催した裁判员制度のフォーラムの来場者にも配布した。

制度としては、かなり周知されていると感じている。

今後の広報としては、裁判员に選ばれることに不安を抱いている人へのアプローチの仕方が重要になってくるのではないかと。実際に裁判员候補者に選ばれた場合、辞退できるか、きちんと応えていくことが重要だと思う。

裁判所の行う広報活動について、どのような広報活動、企画内容等であれば、県・市町村の御協力が得られるだろうか。また、広報誌に裁判员制度の記事を掲載してもらったり、裁判员制度のチラシと一緒に配布してもらうためには、どのような工夫が必要か。

県の広報誌は、掲載記事についての責任問題もあり、原則として県の情報を掲載するという事になっており、記事に余裕がある場合にのみ、他の機関の情報を掲載することは可能だが、ここ数年はあまりそういう例はない。したがって、記事の掲載依頼を受けるのは、難しい。また、現在、広報誌を日刊新聞に折り込んで配布しているため、裁判员制度のチラシ等を併せて配布することも難しい。しかし、電子媒体であれば、例えば県のホームページに裁判所のURLを表示して裁判所の裁判员制度の画面にリンクさせることはできると思う。

熊本市の広報誌についても、基本的には市民に関する情報提供のためのものなので、広報誌への記事の掲載は難しいのが現状である。しかし、チラシやポスター等については、これまでも市民センター等への備置きや掲示については協力しており、今後も継続して協力していきたいと考えている。

職員に対する広報についてはどうか。

県では、庁内LANを利用して電子データで閲覧できるようになっているので、「よくわかる！裁判員制度Q&A」の電子データで職員へ周知することは可能だと思う。担当部署は決まっていはいないが、私学文書課に依頼してもらうことになると思う。

熊本市についても、庁内LANがあるため、Q&Aの電子データで職員へ周知することはできると思う。また、職員への周知用としてポスター等を送ってもらっても結構だ。窓口は当市総務課である。

テレビ媒体の利用も効果的ではないか。例えば、スポットCMを流すなどすることで、国民の関心は高まり、裁判所が働きかけなくても国民の側から問合せ等があったり、反響も大きいと思う。

これまで何度か弁護士会主催の模擬裁判を行っている。裁判員を一般市民の方にやってもらっており、裁判員制度について、市民の皆さんにとって身近になっているし、理解も深まっていると実感している。

大学で裁判員制度の講演会を実施するのはどうか。学生だけでなく、教職員も含めて実施するとよいのではないか。その際、「よくわかる！裁判員制度Q&A」を配布するとより効果的だと思う。

裁判員制度に関する裁判所の広報は、一定の成果を上げていていると感じている。

なお、司法書士会もホームページを持っているので、そこに裁判所のURLを表示して、裁判員制度についてのQ&Aやクイズのページにアクセスできるようにすることは可能と思う。

九州の他県では、現在裁判員裁判のための有給休暇を就業規則に盛り込んで

いる企業がでてきているが、熊本県ではまだそういう企業はないようである。
経営者団体や企業等に対して、こういった働きかけが有効か。

労働基準法で裁判員となった従業員に対する不利益処分禁止の旨定まっているのであれば、今後とも経営者団体等へ広報活動を通じて、裁判員裁判の日当等に関する情報などの提供を行っていけば、就業規則へ盛り込む企業はでてくると思う。